



守るのは、 未来の働き方

私たちにできること

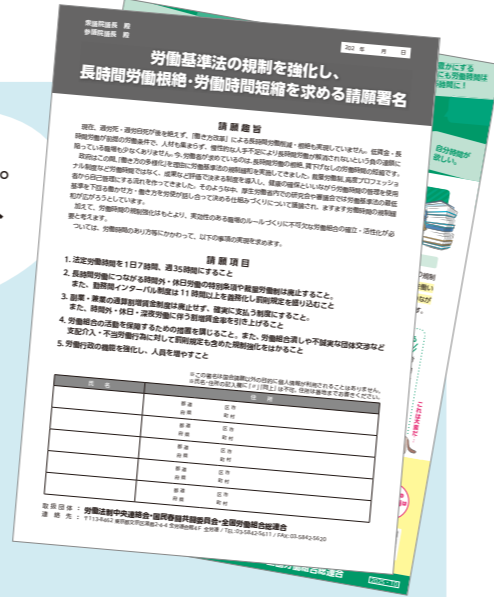
署名は「反対」の意思表示 署名しよう！

労働基準法の規制を強化し、
長時間労働根絶・労働時間短縮を求める請願署名

【請願項目】

1. 法定労働時間を1日7時間、週35時間にすること
2. 長時間労働につながる時間外・休日労働の特別条項や裁量労働制は廃止すること。また勤務間インターバル制度は11時間以上を義務化し罰則規定を盛り込むこと
3. 副業・兼業の通算割増賃金制度は廃止せず、確実に支払う制度にすること。また、時間外・休日・深夜労働に伴う割増賃金率を引き上げること
4. 労働組合の活動を保障するための措置を講じること。また、労働組合潰しや不誠実な団体交渉など支配介入・不当労働行為に対して罰則規定も含めた規制強化をはかること
5. 労働行政の機能を強化し、人員を増やすこと

数が集まると、
国会で無視できない。
声を出さなければ、
変わらない！



2 他にもコレ！ できることにチャレンジ！

- 署名に協力する
- 周りにこのリーフを渡す
- 職場で話題にする
- もっと知りたい(学習会)

項目に
チェックして
ください

労基法は、声をあげてきた人たちが勝ち取ったルールです。
だから、声を止めた瞬間に削られます。



相談無料／秘密厳守

労働相談ホットライン
0120-378-060

労働法制中央連絡会・国民春闘共闘委員会・
全国労働組合総連合
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F 全労連
TEL：03-5842-5611 / FAX：03-5842-5620

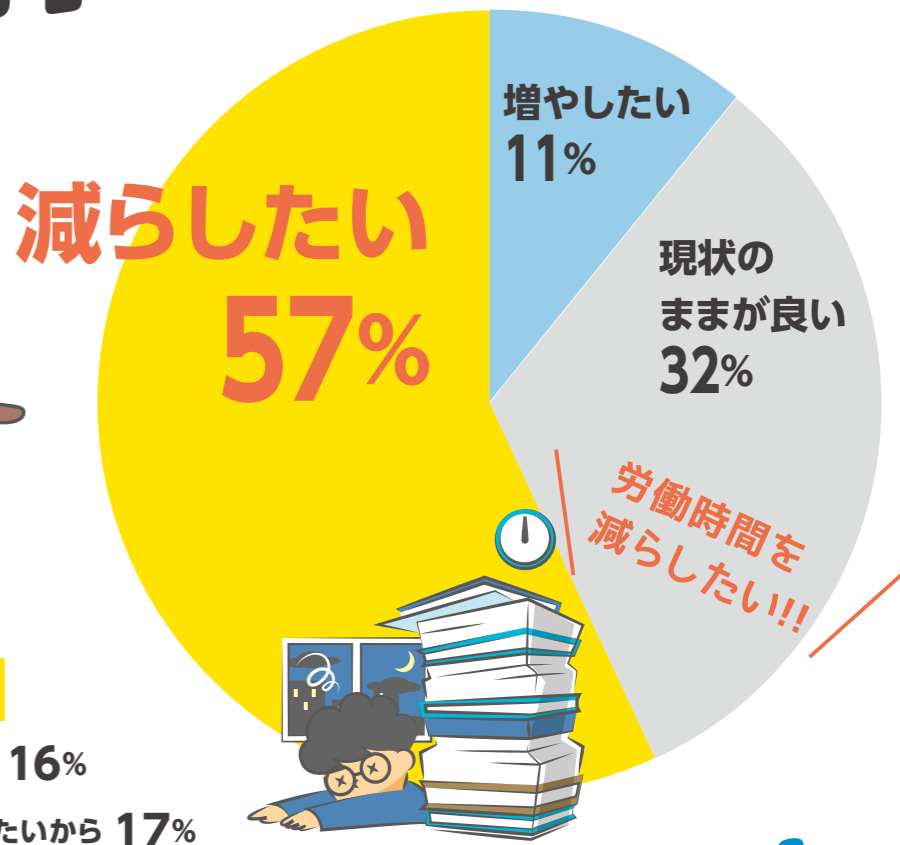
労働基準法が変えられる!!

自分の時間と いのち・健康が 削られる！

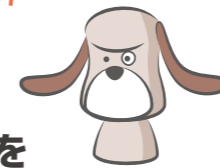


DATA1

現状労働時間を
増やしたいか減らしたいか



自分の時間を
大切にしたい!!



DATA2

労働時間を
減らしたい理由

健康を維持したいから 21%

自分の時間を大切にしたいから 43%

家族との団らんの時間を大切にしたいから 16%

子育てや介護、家事などの時間を大切にしたいから 17%

その他 3%

労働時間を
減らしたい!!



止められるのは、 私たち

職場の願いは…

全労連・労働法制中央連絡会が実施した働く時間に関する緊急アンケートによると、「働く時間を増やしたい」という人はたったの11%(DATA1)。その理由の多くは「生活が苦しいから」で賃金の問題です。

一方で、全体の6割近い人が「働く時間を減らしたい」と回答しています。多くの働く仲間は自分や家族の時間を大切にしたいと願っています(DATA2)。

労働基準法はいのちと健康を守るための最低限の働くルールです。そのルールが壊されたら…。政府・財界の狙いを食い止め、労働時間短縮に向け、今行動しましょう。

裁量労働制は定額働かせ放題!?

首相は見直しと言うけれど…その狙いは!

「…柔軟な働き方の拡大に向けた検討を進めます」と高市首相は国会で演説しました。その内容は「定額働かせ放題」の裁量労働制や、「労基法解体」につながる労使の合意などだけで上限規制を取っ払うことができる仕組みです。本音は財界とともに狙う「長時間労働合法化」です。



事例1

裁量労働制の導入がこんな風に狙われる

使用者 企画から製造までどの部署でも裁量労働制にしようと思うんだ

労働者代表 働く時間を自由に決められるし、いいですね

使用者 しめしめ、いくら働かせても賃金は同じだし、仕事量増やしてやろう。仕事をこなすことができなければ、成績不良で賃金下げてやる…

労働者 帰りたいのに、仕事が終わらない…



裁量労働制とは

あらかじめ決めた「みなし労働時間」分を働いたとみなして賃金を支払う制度です。1987年導入以降、財界の要求により対象業務は拡大し、現在は専門業務型(新商品や新技術の研究開発、弁護士やコピーライターなど20種類)と企画業務型(企画・立案・調査及び分析など)の2つの形態があります。この制度は**出勤時間を自由に決められる裁量がある一方で、仕事量は会社が決めます**。会社が労働時間を管理しないため、過大な量の仕事を押しつけ長時間労働が蔓延する危険があります。賃金はいくら長時間働いても同じ「定額働かせ放題」です。

会社にとって都合がいいだけ

今でも、「裁量がない」、あるいは「対象業務外であるにもかかわらず導入」など、会社にとって都合のいい運用がなされています。最近の財界は、**組合員が過半数以上いる労組がある職場に限り対象業務を労使の協議で決めることを提案し、対象業務を事実上無制限に拡大しようとしています**。最終的にはすべての職場での導入が真の狙いであると指摘されています。これではどの職種でも、どんな職場でも裁量労働制が適用可能となります。そもそも雇用されている労働者が仕事の期限や納期がある中で、どれだけ自由に働く(裁量がある)ことができるのでしょうか。長時間労働につながる裁量労働制を「見直し」するのではなく「廃止」すべきです。

労働基準法が解体される…

会社は労働者を安く、長く、働かせたい

政府・財界はあの手この手で労働者を安く、長く働かせる制度を作ってきました。しかし今度は、新たな法を作るのではなく、労働者との合意などだけで長時間労働も合法となる制度を作ろうとしています。



事例2

会社と労働者の合意などだけで長時間労働が狙われる

使用者 ちょっと意見を聞かすが、今月は忙しいので9時間にしようと思うけど、いいかな?

労働者代表 納品日は守らないといけなから仕方ないですね。(従業員に意見を聞いてくれているからうちの会社は良心的だな)

使用者 意見を聞くだけで「法」を守らなくていいし、どのようにも働かせることができるようになった。ここは労働組合もないし、好きなようにできる…

労働者 気づいたらこの職場、長時間労働が当たり前になっている…

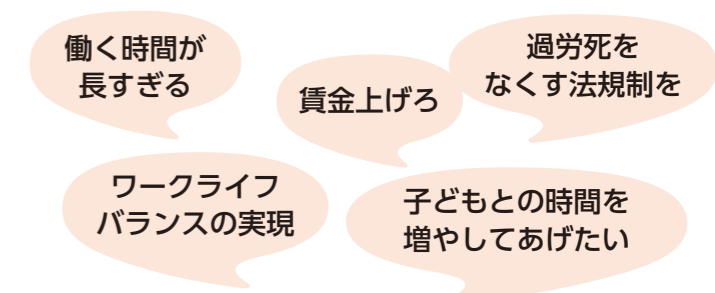


※労働基準法(労基法)とは…働くうえで最低限の基準を定めたもの。使用者に対して弱い立場の労働者を守る法律です。例)労働時間や有休、休憩など

政府・財界は、労使コミュニケーションとは言うものの

労働者を無視して制度を作るわけにいかないため、「労使コミュニケーションが重要」としていますが、会社が提案した労働時間制度(残業が増える制度)に「NO」なんて、雇われている労働者は簡単には言えません。このままでは「会社都合で働かせ放題」の職場になってしまいます。

今こそ労働組合 いちど壊されたルールは戻すのが困難



これは、全労連などが取り組んだ時短ひとこと署名に寄せられた長時間労働根絶・時短を求める声です。長時間労働をなくす思いとともに、賃金の引き上げを求める声も多かったことが特徴です。労働時間短縮と同時に、賃金の大幅引き上げが必要です。賃上げを求めることができるのは労働組合だけです。仲間を増やして要求を実現しましょう。労基法の解体を止め、労働時間短縮を実現するため、あなたが今できることは?

